

議第199号

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第126号）

の一部を次のように改正する。

第7条第4項および第16条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表中「780」を「840」に、「490」を「480」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。